

令和5年12月20日

報道関係者 各位

島原市有明の森フラワー公園における不正な事務処理問題について

標記の件につきましては、事件発覚後市内部での調査のほか、弁護士、税理士から構成する第三者委員会を設置し、本件について調査をお願いするなど真相解明及び再発防止についての取組を行ってまいりましたが、任意での調査はこれ以上の真相解明が困難であることから、今年8月17日に不正経理に関係した複数人を刑事告訴いたしました。

本件については、警察から刑事告訴の公表については、捜査に支障があるのとの見解をいただいております、発表のタイミングを調整させていただいておりますが、刑事告訴からある程度の時間が経過したこともあり、本市として刑事告訴をした事実については、公表する必要があると判断したものであります。

なお、捜査が続いていることから、告訴の相手方の氏名など詳細についての公表は、控えさせていただきます。

併せて、本件につきましては、前指定管理者の代理人弁護士から本市に対して指定管理期間において不足した指定管理料等の請求が今年6月5日付けで提出されており、本市も弁護士と委任契約を締結し、本市から不正経理で支出された公金の取扱いも含めて、現在、交渉に当たっていただいているところです。

未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち

担当：島原市 総務課

担当 永井

電話：0957-62-8013（直通）

E-mail：somu@city.shimabara.lg.jp